

長崎県内部統制に関する基本方針

地方公共団体は、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担っており、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げ、常にその組織及び運営の合理化に努め、法令、条例等に違反することなく、事務を適正に処理することが求められています。

また、限られた人的資源の中で、県民サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくためには、組織目的の達成への阻害要因となるリスクに対する組織的な統制の強化に努め、より政策的な課題に対して重点的に資源を投入するための仕組みや体制を整備していく必要があります。

このような状況を踏まえ、事務事業の適正な執行を確保し、内部統制の4つの目的（①業務の効率的かつ効果的な遂行、②財務報告等の信頼性の確保、③業務に関わる法令等の遵守、④資産の保全）を達成するため、地方自治法第150条第1項の規定に基づき、本県における内部統制体制の整備及び運用に関する基本方針を次のように定めます。

1 業務の効率的かつ効果的な遂行について

事務事業の適正な執行を阻害する恐れのある業務の手順等を把握し、「標準化」等の組織的な管理手法を構築するなど、あらかじめリスクの抑制を図ることにより、職員個人の経験や能力に過度に依存することなく、県民サービスの向上を図りながら、効率的かつ効果的に業務を遂行する体制を構築します。

2 財務報告等の信頼性の確保について

財務情報に重大な影響を与えかねないリスクが生じる恐れのある業務の手順等を把握し、「標準化」等の組織的な管理手法を構築するなど、あらかじめリスクの抑制を図ることにより、財務事務を適切に遂行し、議会や県民へ提供する財務報告等の信頼性を確保します。

3 業務に関わる法令等の遵守について

法令違反等が生じる恐れのある業務の手順等を把握し、職員に対する指導のほか、「標準化」等の組織的な管理手法を構築するなど、あらかじめリスクの抑制を図ることにより、コンプライアンスを徹底するとともに、公益通報制度も活用し、適切に業務を遂行する体制を整備します。

4 資産の保全について

県が保有する財産（有形資産のほか、知的財産、住民に関する情報などの無形資産を含む）及び現金が、不正に又は誤って取得、使用及び処分等がなされないよう、適正な把握及び管理を行うため、資産保全にかかる事務手続の最適化及び適切な運用を行います。

5 内部統制の対象業務について

長崎県における内部統制対象事務は、地方自治法第150条第1項第1号に定める、「財務に関する事務」を中心とします。

6 内部統制の整備・運用状況の報告及びリスク管理体制の改善等について

内部統制の整備・運用状況については、毎年度評価を実施のうえ、監査委員及び県議会に対して報告し、これを公表します。各年度の対象リスク又はリスク対応策などについては、毎年度の評価結果及び監査委員並びに県議会の意見等を踏まえ、必要に応じて制度及び運用並びに実施体制等の見直しや改善を図ります。

令和 2年 3月31日

長崎県知事